

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定または出産された当組合の被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象となります（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の免除方法

- 出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が免除されます。

| | 3ヶ月前 | 2ヶ月前 | 1ヶ月前 | 1ヶ月後 | 2ヶ月後 | 3ヶ月後 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 単胎の方 | | | ■ | ■ | ■ | |
| 多胎の方 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |

※産前産後期間の保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月分が免除されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。

| 令和5年8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 令和6年1月 | 2月 |
|--------|----|-----|-----|-----|--------|----|
| | | | ■ | ■ | ■ | |

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月分の保険料が免除されます。令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

■ …対象期間

- 保険料が免除された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る保険料軽減届出書
- ② 母子健康手帳または出生証明書など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類（住民票など）が必要です。

詳しくは、下記の管轄総合事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ・届出先 東京食品販売国民健康保険組合

銀座総合事務所 TEL 03 - 3542 - 0161
新宿総合事務所 TEL 03 - 3363 - 3791
立川総合事務所 TEL 042 - 524 - 7020

恵比寿総合事務所 TEL03 - 5458 - 1631
池袋総合事務所 TEL03 - 3984 - 6701